

長浜市告示第330号

滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第13号）第7条第1項の規定により次のとおり収容されたので、所有者は滋賀県動物保護管理センター所長に申し出て引き取ってください。

なお、所有者が引き取らないときは、同条例第8条第2項の規定により処分されます。

令和8年8月24日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 収容日 令和8年8月19日
- 2 収容（引取）期限 令和8年8月25日
- 3 引取場所 滋賀県動物保護管理センター
住所：滋賀県湖南市岩根136-98
電話：（0748）75-1911

4 収容犬

番号	種類	毛色	体格	年齢	性別	収容した場所	時 間	備 考
1	雑種	茶	中型	成犬	メス	保田町	8/19 16:00	檻捕獲 首輪等なし